

# 臨時総代会報告

平成 30 年 8 月 26 日（日）午後 1 時 30 分より、星ヶ丘ボウル パーティールームにて臨時総代会を開催しました。櫻木哲也組合理事の司会により総代総数 99 名中、本人出席 29 名、委任状出席 29 名、出席合計 58 名にて適法成立を宣言。議長には太田昌夫組合理事が選任され、議事に入りました。

## 第 1 号議案 愛知県柔道整復師協同組合 定款一部変更の件

議長は、近藤和義理事長（以下理事長とする）に愛知県柔道整復師協同組合 定款の変更について説明しました。また中小企業等協同組合法（役員職務及び権限等）36 条の 3 第 3 項について、会社法（取締役の報酬等）第 361 条に準ずる規定のため愛知県柔道整復師協同組合法 第 5 章 第 31 条（役員報酬）を変更する必要があることを説明しました。これを議場に諮ったところ、全員異議なく下記のとおり承認、可決決定したことをご報告致します。

新	旧
(役員報酬) 第 31 条 役員に対する報酬は、 <u>理事については総額 150 万円以内、監事については総額 4 万円以内とする。</u>	(役員報酬) 第 31 条 役員に対する報酬は、 <u>総代会において定める。</u>



(臨時総代会会場様子)